

登記所備付地図作成作業に係る 立会作業の再開について（お知らせ）

津地方法務局では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、登記所備付地図作成作業に係る立会作業を延期させていただいたところ、三重県内における外出の自粛が解除されましたので、立会作業を6月1日（月）から再開いたします。

なお、立会作業につきましては、新型コロナウイルスの感染を防止するため、下記のとおり対応いたします。

記

1. 立会いは屋外で行うことから、マスクの着用等、感染防止策を講じた上で、実施します。
2. 発熱等の自覚症状がある場合など、立会者において感染のおそれがあるときや、立会者がお住まいの都道府県において、外出自粛の要請等がされた場合は、個別に対応します。
3. 新型コロナウイルス感染症の状況により、対応を変更する場合は、このホームページにてお知らせします。
4. 御不明な点等がございましたら【問合せ先】までお願いいたします。

【問合せ先】

津地方法務局不動産登記部門

地図整備・筆界特定室

TEL 059-228-4328（直通）